

2. 総会

1. 議長選任

司会：第12条第3項、議長は会長もしくは副会長が務めるということになっております。

会長は喉の手術をしておりますので、松田副会長に議長をしていただくこととなります。

よろしくお願い致します。

【 議長 松田正己 副会長 】

私そんな器ではございませんが、皆様のご支援ご協力をいただきまして、その責を果たしたいと思っております。格段のご協力をよろしくお願い致します。それでは、着席させていただきます。

それでは、第20回全日本青少年育成アドバイザー連合会の総会を執り行います。

定足数の関係を事務局の方から発表してもらいます。

2. 定足数確認

【 谷本治 事務局長 】

定足数を発表します。今回、出席いただいておりますのが18名、委任状が10通、12条第4項で、会議の定足数は構成員の三分の二以上の出席で成立する、ただし、委任状の場合は出席者とみなすということでクリアしておりますので、この会が成立していることを報告いたします。

3. 議事録署名人指名

議長：議事録署名委員につきましては、事務局から“佐藤様 ならびに 峠様”にと、

よろしくお願い致します。

4. 議事

議長：第1号議案、平成27年度事業報告について、ならびに、第2号議案は、1号議案と同じく

27年度ということで関連がございますので、合わせて審議したいと思います。

平成27年度会計報告及び監査報告について 一括執行部の方でよろしく

お願い致します。

第1号議案 平成27年度事業報告について 【山本邦彦 会長／谷本治 事務局長】

平成27年度運動の総括及び事業報告についてご説明致します。

議案の掲載順に簡単に要点をご説明いたします。資料をご覧頂きたいと思っております

はじめに運動の総括であります、

私達の育成運動の基本目標を確認するため、国民会議の結成宣言を引用しましたが、更に会員意識への定着を図ることが大切と考えております。

次に現状の認識と課題についてであります、

- (1) については、青少年の現状を理解し課題を明確にし、我らの運動の原動力とすることは重要なこととあります。
- (2) の、組織につきましては、各ブロックや県アドとの連携を更に緊密にし、情報のパイプを太くする必要を感じております。
- (3) の、運動の経過については、マンネリ化を見直すことを継続する必要があります。
- (4) の、アドの役割については、明確に示す事ができたと思っておりますので、今後もこれを浸透させることが大切と考えております。
- (5) の、アドの養成につきましては、入門編と認定コースの2段階で養成を図ることとし、内閣府、県民会議連合会、愛知県他多くの後援をいただいて新規受講生35名、フォローアップの為に30名の会員、合計65名が受講し、愛知県で開催できたことは、今後に大きな希望を得ることに繋がりました。今後も継続して開催するため、各ブロック・県アドの参加を強く希望いたします。
- (6) の、子若法、内閣府との関係では、連携強化に努め、総会や養成講座に講師としてお招きし、私達も各研修会に参加したほか、ハンドブック作成に対しても、会長としての意見を提案し、「青少年育成基本法」の制定要望運動も進めました。今後とも継続することが重要と考えております。

次に3の重点方針に関する総括であります、27年度は新しく3つの重点方針を掲げて取り組みました。

第1の「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」につきましては、新しく提唱したものであり、まだまだ、この内容も運動も理解が進んでいないのが現状であります、わが会発足20年を契機により一層、強く取り組むことが重要であると認識しております。

第2の、育成運動の見直しにつきましては、市町村民会議との結びつきが弱く、県民会議へも影響力が弱い組織がありますので、先ずは、この関係をより強く持つ必要があります。

その上で、我らのアイディアや熱意を伝え、活性化を図ることが大切と考えます。

第3の、組織活性化方策の検討については、3つの委員会を設置して検討を加えてきました。後継者養成委員会につきましては、養成の要項を決定し、養成講座を開催。全日本では28年度も開催を予定できました。各ブロック・県アドでも入門編の取り組みの強化が課題となっております。基本問題では組織の実態調査をはじめ、総会の有り方等が検討されました。広報運営委員会では新たにホームページを開設し、和歌山大会以降、全日本の運動状況など広報に努めてきましたが、財源やNPO法人化など課題も残っております。今回の東京大会では、この3つの委員会の状況を報告して、今後どのように課題と取り組むかを協議頂くことにしておりますので、活発なご意見を頂きたいと思えます。

次に、4の地域課題の取り組みと運動の継続であります。それぞれに熱心に取り組んでおり、今後も継続して活動していくことが重要と考えております。

次に事業報告についてご説明申し上げます。

第1の会議の開催であります。和歌山での総会以降、理事会は総会前の午前中を含めて3回、役員会は2回、専門委員会は理事会・役員会に合わせて開催いたしました。詳細は掲載のとおりであり、HPにも報告している通りであります。

第2の広報・啓発活動の実施であります。①アド連日より8・9号を発刊。②ホームページは和歌山大会後、早速に開設し更新に努めております。③情報網の整備につきましては、時間と経費節約の為メールによる交流に努めましたが、パイプが詰まっているところもあり、整備する必要があると感じております。

第3の後継者養成につきましては、組織活性化方策の所で報告した通り、であります。

第4の表彰につきましては、和歌山大会で会長表彰6名、善行会2名で、掲載の通り行いました。

第5の有識者会議につきましては、経費の関係で開催することができませんでした。お詫びを申し上げます。

第6の内閣府などの事業への参加につきましては、子若法との関係や内閣府と

の連携でも報告しましたが、中央研修会や各ブロック研修会に積極的に参加することができました。

第7のその他につきましては、「青少年健全育成基本法」の制定について国会議員10名に要望書を提出したことを、あげております。

以上、簡単ではありますが、要点を説明し、運動の総括と事業報告の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い致します。

議長：続きまして 第二号議案 平成27年度会計報告及び監査報告について、をお願い致します。

第2号議案 平成27年度会計報告及び監査報告について

会計報告【近藤修 事務局】

平成27年度一般会計収支決算報告、及び平成27年度アドバイザー認定特別会計決算書

を説明致します。資料頁10～11を参照ください。

議長：監査報告をお願い致します。

監査報告 【宮後弘満 監事】

先ほど会計報告がありましたように、平成28年4月20日関係書類を精査し監査の結果

適正に処理されておりましたので、報告致します。

議長：それでは、27年度の事業報告、ならびに会計報告につきましても質疑応答に入りたいと

思います。ご意見のある方、手を上げて、出身を述べていただいております。

(異議なし) それでは拍手をもって、ご承認お願い致します。(拍手)

＝ 第1号議案・第2号議案ともに質疑が無く、拍手をもって願承認されました。＝

議長：第3号議案、ならびに第4号議案につきましても同じ28年度ということ

で関連がございま

すので、合わせて審議したいと思います。

平成28年度活動方針及び事業計画(案)から よろしくお願い致します。

第3号議案 平成28年度の運動方針及び事業計画(案)【山本邦彦 会長／谷本治 事務局長】

平成28年度の運動方針及び事業計画(案)についてご説明申し上げます。

全日本アド連結成20周年、わが会の生みの親である青少年育成国民会議結成50周年の記念すべき年にあたり、育成運動の目指すものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を見つめ、我らアドバイザーの役割を再認識しながら、今後、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものであります。

第1の基本目標につきましては、変わるものではありません

第2の現状の認識と課題につきましては、基本的には変えておりませんが

(1)に新たに、青少年を取り巻く社会、として青少年問題を生み出す背景について簡単に掲載しております。

(4)の運動の経過については、後段に「地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う、青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題と考える」ことを付け加えております。

(6)のアドバイザー養成につきましては、ブロックや県での養成を支援し、全日本認定コースの受講者増大を挙げております。

(7)の子若法との関係につきましては「大綱」が改正されましたので、行政の取り組みを見ながら積極的に参画することとしております。「基本法」の制定要望運動も一層取り組みを強化する事としております。そのほかは、掲載のとおりであります。

第3の重点運動につきましては、

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みます。

として、次の三つを挙げております。

その1は、「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の継続であります。詳細

については、別紙に 添付しております内容の通りであります。

その2は、各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ることであり
ます。アドバイザー独自の活動も勿論重要であります。既存の青少年育成運動と深く関わりなが

ら、その活性化を図ることも我々の重要な役割であります。

その3に、組織の連帯を強化し、会員の拡大と活性化に努めること、であります。それぞれが持っている熱い志（こころざし）と活動の状況を披歴しあい、互いに切磋琢磨しながら、仲間を増やし、活動を活発化させることは極めて重要であります。「団結は力である。団結は互いの信頼と友愛によって生まれ、互いに練磨して向上し、共通の目標に向かって邁進する」と考えます。

そのため、引き続き三つの専門委員会を継続し、それぞれの課題に取り組みます。

特に基本問題検討委員会では、運動方針の理解・検討。組織の強化、規約の検討ほか、

・後継者養成委員会では、各ブロック県での養成講座の取り組み。全日本講座の実施と

参加者の拡大、

・広報運営委員会では、情報網の強化、財源と NPO 法人化について、取り組んでまいります。

第4の地域課題の取り組みについては、従来通り、引き続いて取り組んでまいります。

第5の事業計画についてご説明いたします。

1) の会議につきましては、総会、理事会、役員会、専門委員会とも昨年同様に開催したいと計画しております。とくに総会・研究集会は準備もありますので、記載の通りの順番に開催したいものと考えております。

2) の広報・啓発活動と組織網の整備については、本会発足20周年でもあり、会員意識の向上、啓発グッズの作成、販売などを計画しました。

④の基本法制定要望運動を継続し、地元選出国會議員への要望書の提出をはじめ、地方議会での取り組みも検討します。

⑤の各ブロックや県への講師・指導者の派遣は、今年度新しく計画したもので、要請を受けて「ネット被害から子どもを守る運動」や「養成講座」の講

師・指導者を派遣するもので、気軽に事務局へ連絡いただきたいと考えております。

⑥アド連だよりの発刊、⑦HPの活用も引き続き努力して参ります。

その為には⑧の情報の整備が重要であり、連絡体制の確立にご協力をお願いします。

3) の後継者養成につきましては、29年2月にここ、青少年総合センターで実施します。既に会場の予約もしておりますので、多数の参加をお願いします。

4) の表彰につきましては、20周年記念の特別表彰他、今年度も実施します。

5) の有識者会議につきましては、何とか、機会を創って開催したいと考えております。

6) の内閣府など関係事業につきましても昨年どおり参加して参りたいと考えております。

以上簡単に要点を説明いたしました。資料もご覧いただき、皆様の総意と志を結集し、希望溢れる20周年のスタートとして、可決いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

第4号議案 平成28年度会計予算(案)について 【近藤修 事務局】

平成28年度一般会計予算(案)及び平成28年度アドバイザー認定特別会計予算(案)

を説明致します。資料頁21～23を参照ください。

議長：それでは、28年度の事業計画案、ならびに会計予算案につきまして、質疑応答をお願い致します。(異議なし) それでは拍手をもって、ご承認お願い致します。(拍手)

＝ 第3号議案・第4号議案ともに質疑が無く、拍手をもって願承認されました。＝

議長：それでは、第3号議案 平成28年度活動方針及び事業計画(案)の案を第4号議案 平成

28年度予算(案)につきましても同じく案を削除して頂きますよう宜しくお願い致します。

続きまして、執行部の方から その他 につきましてもお願い致します。

その他

執行部：皆様方にご報告があります。

北陸・中部・東海ブロックの 富山県会長の 稲垣喜夫様が、体調不良ということで会長を降り

られるということでもあります。今期会長は 稲積重雪様に変更されます。

【 稲垣喜夫 前会長 】長い期間責任者をしてきましたが、この機会に次へ譲ることにしました。

富山県内においてはアドバイザーとして活動を続けていきますので

宜しくお願い致します。

【 稲積重雪 新会長 】まだ新参者ではございますが、皆様と一緒に青少年育成活動を頑張っていき

ますので、宜しくお願い致します。

執行部：稲垣様はブロックの長をしておられましたので、副会長でも有ります。稲積様にその

まま副会長も引き継いで頂くということで宜しいでしょうか。

議長：緊急動議的な件が出ましたが、ご承認頂けますでしょうか。（拍手）

承認されましたので、今後ともよろしくお願ひします。

執行部：各県で、役員交代とか多様なことがあると思いますので、あればできるだけ、早急に

こちらにお知らせして頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議長：せっかくの機会ですので、議事は終わりましたが、何かご意見があれば。

【 茨城県会長田山さん 】

茨城県の会長をしております田山と申します。茨城県は色々経緯がありまして、全国会議の出席まではなかなか遠いので出席でき無いということで、全国会議に入っている一つの目的としまして、全国アドバイザーのニュースを入手したいために、アドバイザーの情報が井の中の蛙にならないように、全国アドバイ

ザーの情報を得たいと思ひまして、入会の存続を決めて、全国アドバイザーに席を置いております。

何も役員をしておりませんので、突然の総会資料の中で、気付いたと言いますか、知らされたことになるんですけど、6ページから8ページにあたりまして、広報啓発活動の実施という中で、全日本アド連たよりは発行しますと言うことで、茨城は8号までは手に入ったかと思うんですが、まだ9号は目にしていなかった記憶があるんですね。にもかかわらず、もう9号は発行されましたということでエッと思ったことと、8ページに行きまして、紙印刷配布の要望があるが、必要なことに対して各ブロックでプリントアウトして送付いただくよう要請したということで、ブロックに委ねられたということと、ここで初めて知ったわけです。が、是非、関東ブロックに出ていまして、そこまでの余裕がないと感じておりますので、全日本アドバイザー会の方で、全アド広報誌は各県対応にしてほしいと要望していきなさいなど。決まった事ではあるんでしょうけど、茨城としてはそういう考えをしております、ということとを皆さまの前で表明したいと思つて手を上げさせて頂きました。よろしくお願ひ致します。

議長：有り難うございました。広報担当の方、こういう件がございますが、なかなか予算等もあり

難しいかも知れませんが。

【 山本邦彦 会長 】

申し訳ありません。声が枯れていますが・・・、ちよと聞いてみたいのですが、ホームページがありますが、見て頂いている人どれくらいありますか。(挙手あり)

見てないという人は。(挙手あり)

私たちは、パソコンを使つてませんという人。(挙手7人)

あるいは、パソコンは持つておられるが、インターネットを使つてないという人は。(挙手あり)

いろいろ議論しまして、そうは言つたつて、紙じゃないと読まんけ、頼むけん、というのが理事会でもありました。そのことがあつて、なんとかお配りをしましようやというので、8号はいつたと思ひます。9号も実は出てます。出てますが、行つてないということであれば、送つてないのかもしれない。それで、いろいろ議論で、今回もいろいろお願ひをしたりして、パソコンやつてる人はインターネットを見てください。そして、見方が分からないという人は、簡単に言うとな、
「全日本青少年育成アドバイザー連合会」と、ヤフーでもグーグルでも何でもいいですから、検索の上に打つ所がありますのでそこに打ち込んで、検索を押すと

出てきますから。「アド連」でも出てくる。次
に見て下さい。アド連だよりの10号も載っています。私もまだこっちへ来るんで見てませんが、10号も載ってます。

そういうことで、子ども達のスマホを問題にしましょうやと、それも我々の大きな活動の一つとして掲げております。八村会長なんかは、この間はガラケーでしたけど今はもうスマホを一生懸命使っております。それから、インターネットもフェイスブックもやっております。

やっぱりね、私が観るにそんなもの良くない、それでは第一に今の世相問題を理解しようとする人達の、つまり我々がリーダーであるべきだという人たちが、出来ませんと自慢していたっていけないと、基本的には思っています。

だけども、そういうふうにおっしゃる人はあるので、それはお送りをさせていただきます。送ります。ただ、できるだけブロックに送って、そこで何とかコピーをしてブロックから配るといふふうをお願いをしたつもりですが、そう言ってもなかなか難しいという処もあるものですから、今の茨城みたいに。それは、お送りをさせていただきます。お送りします。そうでないと、入っとる意味がないとおっしゃる方もありますんで。全日本アド連が、だんだん影が薄くなって、会員が少なくなっちゃう。増やそうというのに、少なくなっちゃうと困りますんで。どうか一つご理解を宜しくお願い致します。頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

事務局：要望が出たので、事務局の方にご連絡頂いたら、直ぐにお送りしますので。

【 宇野晃 前会長 】

今の関係とちょっと違うんですが、内閣府の園部参事官補佐から、非常にいいことを決めてというお話がありました。私も以前から、全日本アドの会長をやっている時に、アドバイザーの方が地域で活動していかんといけないと、活躍しているよと言いながら、実際には、内閣府の青少年施策集にアドバイザーのことが載っているかというのと、載っていませんでした。ところが今度は、山本さんはじめ執行部の方々が、昨年から内閣府はもちろんですが、色々な関係者のところに働きかけられまして、今回から、「青少年関係指導者一覧」というのが青少年白書の一番裏にあるのですね。その一覧に載ったということです。「(5) 民間の有志指導者 (ボランティア)」ですが、今まで青少年育成国民運動推進指導員・青少年育成国民運動推進員・更生保護女性会員・・・(全6団体) それだけだったんですね。そこに“青少年育成アドバイザー”が載ったんですね。有り難うございます。それは素晴らしいことですよ。(拍手) こうした青少年白書のなかに、青

少年育成アドバイザーを認めて頂いたということでもありますので、我々は自信を持ってですね、我々は政府から認められているということをおおいに励みにして、色々ケアして頂いて、頑張ってくださいと思います。有り難うございました。

5. 議長解任

議長：有り難うございました。

こうした意見の受付は普通しないのですが、皆さんの中にも話したいなという人がいるんじ

ゃないかと思って私の独断と偏見でやりましたので、そこはお詫び申し上げます。それでは、

議事は終わったというところで議長を降壇したいと思います。

皆様のご意見を頂きまして有り難うございます。そして、ご協力いただき、速やかに今回

の総会が終わりました。これも皆様のお陰だと思っています。

本当は、なにもできなかった私でございますが、無事終わったことを喜んでおります。

これをもって議長を降ろさせて頂きます。どうも有り難うございました。

(拍手)

6. 閉会の言葉

【 谷本事務局長 】 以上をもちまして 総会を終わりにさせて頂きます。

(続きまして専門委員会を4時20分に始めたいと思います。3つの委員会に分かれてお集まり

頂きたいのですが、)